

「やまぐちぶちエコでんき」

募 集 要 項

2024年2月

山口県企業局

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

「やまぐちぶちエコでんき」募集要項

山口県企業局（以下「県企業局」という。）とミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」という。）は、県企業局が保有する水力発電所を活用した「やまぐちぶちエコでんき」を創設し、2024年4月より、県内企業等を対象に電力供給を実施することとしました。

ついては、「やまぐちぶちエコでんき」の適用を希望される企業等は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき、お申込みいただきますようお願いいたします。

1 目的

CO₂排出量の削減等、環境意識の高い山口県内の企業等に対して、県企業局が保有する水力発電所で発電された電力と非化石証書をあわせて供給することで、電気のご使用に係るCO₂排出係数をゼロとし、適用企業等の脱炭素化の取組を後押しします。

2 用語の定義

要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとします。

(1) 企業等

法人その他の団体および個人事業主をいいます。ただし国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等を除きます。

(2) 申込者

「やまぐちぶちエコでんき」の適用を希望し、要項に基づいて申込みする企業等をいいます。

(3) 適用企業等

「やまぐちぶちエコでんき」の適用を受ける企業等をいいます。

(4) 供給対象箇所

「やまぐちぶちエコでんき」による電力の供給を希望する箇所であって、ミツウロコグリーンエネルギーと電気の需給契約を締結している、または締結予定の需要場所をいいます。

3 供給上限量

「やまぐちぶちエコでんき」の総供給上限量は、県企業局が保有する水力発電所の発電量約1億4千8百万キロワット時／年とします。

4 需給契約の要件

「やまぐちぶちエコでんき」の適用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(1) 申込者は、山口県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。

(2) 供給対象箇所は、山口県内に立地していること。ただし、離島等一部対象外とな

る地域がございます。

(3) 申込者は、供給対象箇所において、ミツウロコグリーンエネルギーから電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。

(4) 供給対象箇所は、供給電圧が特別高圧、高圧、低圧であること。

ただし、電力の使用状況や需給契約の状況等によっては「やまぐちぶちエコでんき」の適用を受けることができない場合があります。

(5) 申込者は次のいずれにも該当しないこと。

ア 直近1事業年度の法人税、消費税および県税に係る徴収金を滞納している者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

5 適用条件

(1) 料金

ア 特別高圧、高圧

供給対象箇所ごとに最適な価格を提案します。

イ 低圧

ミツウロコグリーンエネルギーの環境低負荷メニュー「まるまる再エネプラン」と同価格といたします。

料金単価表			(円/税込み)
従量電灯 A 対応	基本料金単価	最初の 15kWh まで	622.91
	電力量 料金単価	15kWh を超え 120kWh まで	36.31
		120kWh を超え 300kWh まで	38.08
		300kWh 超過分	39.74
従量電灯 B 対応	基本料金単価	1kVA あたり	431.90
	電力量 料金単価	最初の 120kWh まで	31.57
		120kWh を超え 300kWh まで	36.28
		300kWh 超過分	37.56
低圧電力 対応(※1)	基本料金単価	1kW あたり	1147.85
	電力量 料金単価	夏季	28.41
		その他季	27.12

※1 力率割引は適用されません。

※契約電力は現在ご契約中のものが適用されます。

※燃料費等調整単価、及び再エネ促進賦課金は、旧一般電気事業者と同価格でございます。

※旧一般電気事業者含む、他の小売電気事業者が電力料金を改定した場合や、託送供給等約款が改訂された場合、または電力の調達費用が変動し、料金の改定が避けられない場合には、電力料金を改定する場合がございます。その場合は、新たな電

力料金、及びその適用開始日をホームページに掲載することにより、お客さまに通知いたします。

(2) 契約期間

需給契約が成立した日から、2026年3月31日までといたします。

なお、適用開始日は、原則として計量日といたします。

(3) 中途解約

ア 適用企業等は、県企業局またはミツウロコグリーンエネルギーが天災その他の事由により「やまぐちぶちエコでんき」による電力の供給が困難となった場合を除き、原則として中途解約できないものとします。

イ 供給対象箇所が特別高圧、高圧の場合、お客さまの責めとなる理由により、契約期間満了前に契約を解約される場合には、違約金として解約時から契約期間満了までの期間の契約基本料金の150%に相当する金額を申し受けます。

6 申込手続

「やまぐちぶちエコでんき」の申込方法は、次のとおりとします。

(1) 申込方法

「9 お問い合わせ先」にお問い合わせください。

(2) 申込期間

原則として先着順に随時受付しますが、供給上限量に達した場合、もしくは2025年9月30日をもって受付を終了します。

なお、天災地変その他予測し得ない事態が発生した場合は、供給上限量に達しない場合でも受付を終了することがあります。

7 審査等

(1) 審査

申込受付後、ミツウロコグリーンエネルギーの営業担当者より提示する、必要書類をご提出いただきます。ミツウロコグリーンエネルギーにおいて申込内容の審査を行い、供給上限量の範囲内で「やまぐちぶちエコでんき」を適用する企業等を決定します。

(2) 適用可否の通知等

7(1)記載の必要書類受付後、原則として、1か月程度で適用可否を決定し、申込者へ通知します。

通知後は、ミツウロコグリーンエネルギーと電気需給契約書を締結していただきます。

8 留意事項

(1) 申込書類の取扱い

ア 情報の利用

申込書類に記載された情報については、県企業局とミツウロコグリーンエネルギーで共有します。

県企業局とミツウロコグリーンエネルギーは、「やまぐちぶちエコでんき」の供給に必要な情報を利用することができるものとし、審査の必要があるときは、申込書類に記載された情報について、山口県の関係機関に照会できるものとします。

イ 申込書類の返却

提出された申込書類は、返却しません。

(2) 虚偽申請等による適用の解除等

7 (1) 記載の必要書類に虚偽の記載、申込に不正の行為等があったときは、「やまぐちぶちエコでんき」の適用を解除します。

(3) CO₂排出係数の扱い等

県企業局が保有する水力発電所で発電された電力と非化石証書をあわせて供給するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告に用いるCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により、県企業局が保有する水力発電所から供給できない場合は、ミツウロコグリーンエネルギーが山口県内に保有するバイオマス発電所から供給します。

※渇水や不測の事態により県企業局が保有する水力発電所およびミツウロコグリーンエネルギーが保有するバイオマス発電所で供給できない場合は、中国電力管内のCO₂排出係数ゼロの電力で供給します。

(4) 要項の変更

県企業局とミツウロコグリーンエネルギーは、この要項を変更することがあります。この場合の契約条件は、変更後の要項によるものとし、この要項の変更について、県企業局およびミツウロコグリーンエネルギーのホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により適用企業等にお知らせします。

(5) その他

本要項に定めのない事項については、ミツウロコグリーンエネルギーが定める電気需給約款、供給約款、電気需給契約書、および料金表の定めるところによるものとします。

9 お問い合わせ先

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 1-15-20 NMF 博多駅前ビル 10 階
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 九州支店
電 話：092-432-8130